

○現状の水害リスク情報や取組状況の課題

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	課 題	課題の 対応
想定される浸水リスクの周知	・住民の水災害に対する意識・知識が十分でない	A
	・浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されていない ・今後作成するハザードマップに、計画規模洪水（県）と想定最大規模洪水（国）を記載するにあたり、情報を工夫しないと住民が使いづらい資料になる	B
避難勧告等の発令について	・個別地域を対象とした、避難勧告等の発令に対するタイムライン（避難勧告等の手順）が定まっていない ・空振りの避難勧告が多発した場合に、信憑性が薄れて避難率の低下が懸念される	C
避難場所、避難経路について	・現在のハザードマップにある避難場所は、想定最大規模洪水による浸水状況を想定していない ・想定最大規模の洪水により、内水や溜め池からの氾濫も想定され、避難場所・避難経路がなくなる懸念がある（広域避難検討の必要性） ・新たに公表された「家屋倒壊危険区域」では、従来から行っている垂直避難の呼びかけを見直さないと、逃げ遅れに繋がる懸念がある	D
住民等への情報伝達体制や方法について	・防災情報が自治体・住民に伝わっていない ・WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない	E
	・発信した災害情報が、住民に対し切迫感を伴って伝わっていない ・外国語に対応した避難情報が発信できていない	F
避難誘導体制について	・避難行動要支援者の避難誘導体制が確保されていない	G
	・大規模洪水が発生した場合に避難誘導者がいない可能性があるが、「住民自ら避難を行う」という意識が十分根付いていない	
避難に関する啓発活動について	・要介護者も避難可能な誘導体制となっていない	H
	・自助・共助の意識が低いため、避難の安全性が確保できていない	I
	・自主防災マップの整備が進んでいない	J

②水防に関する事項

項目	課 題	課題の 対応
水防体制	・消防（水防）団構成員の定員が充足できていない。	K
	・重要水防箇所に関する情報・認識が十分でない	L
河川水位等に係る情報の提供	・自治体が状況把握可能な地点が少ない	M
	・河川内にCCTVが設置されているが、一部のカメラしか住民が見ることが出来ない	
	・CCTVや水位計の情報が、全区間で得られる状態ではない ・洪水時に、水位予測情報が国から自治体に提供できていない	N
水防資機材の整備状況	・複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要となった場合に、資機材の不足が懸念される	O
	・洪水時に水防資機材を迅速に活用できない	P

○現状の水害リスク情報や取組状況の課題

③氾濫水の排水に関する事項

項 目	課 題	課題の 対応
氾濫水の排水について	・排水ポンプ車の最適配置計画がない	Q
	・大規模な浸水が予想される地区において、排水作業の現地訓練が実施されていない	R

④河川管理施設に関する事項

項 目	課 題	課題の 対応
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	・計画断面に対して、高さや幅が不足している区間、浸透・浸食対策が必要な箇所がある	S
	・完成された堤防とするには時間、費用を要する	T
	・堤防決壊時の被害を最小限に抑えるため水防活動・緊急復旧活動を行う河川防災拠点等が必要である	U

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有（各市町）

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	課題の対応	宍粟市	たつの市	姫路市	太子町
想定される浸水リスクの周知	A B	・計画規模洪水による浸水範囲について、ハザードマップを作成し住民に配布している ・地域毎にマイ防災マップ（町内版防災マップ）を作成している	・計画規模洪水による浸水範囲について、ハザードマップを作成し住民に配布している	・計画規模洪水による浸水範囲について、ハザードマップを作成し住民に配布している ・地域毎にマイ防災マップ（町内版防災マップ）を作成している	・計画規模洪水による浸水範囲について、ハザードマップを作成し住民に配布している ・地域毎にマイ防災マップ（町内版防災マップ）を作成している
避難勧告等の発令について	C	（１）避難準備情報 ・はん濫注意水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき ・橋梁までの水位が1.0m に達し、さらに上昇するおそれがあるとき ・市内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、大規模の被害が生じるおそれがあるとき （２）避難勧告 ・避難判断水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき ・橋梁までの水位が0.5m に達し、さらに上昇するおそれがあるとき （３）避難指示 ・はん濫危険水位に達し、さらに上昇するおそれがあるとき ・橋梁までの水位が0.0m に達するおそれがあるとき	（１）避難準備情報 ・警戒水位に達し、さらに水位の上昇が予想 （２）避難勧告 ・警戒水位に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が30mmを超える （３）避難指示 ・危険水位に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が30mmを超える	（１）避難準備情報 ・避難判断水位に達し、かつ、氾濫警戒情報において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 （２）避難勧告 ・氾濫危険水位に到達した場合 ・異常な漏水等が発見された場合 （３）避難指示 ・堤防天端高に到達するおそれが高い場合 ・異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合	（１）避難準備情報 ・基準観測点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、避難判断水位（特別警戒水位）に達すると予測されるとき （２）避難勧告 ・基準観測点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき （３）避難指示 ・はん濫危険水位（危険水位）（相当水位）に到達したとき
避難場所、避難経路について	D	・防災備蓄倉庫の整備 ・避難所の早期開設 ・ハザードマップへの避難場所掲載と、配布	・防災備蓄倉庫の整備 ・避難所の早期開設 ・ハザードマップへの避難場所掲載と、配布	・防災備蓄倉庫の整備 ・避難所の早期開設 ・ハザードマップへの避難場所掲載と、配布	・防災備蓄倉庫の整備 ・避難所の早期開設 ・ハザードマップへの避難場所掲載と、配布
住民等への情報伝達体制や方法について	E F	・音声告知放送による伝達 ・緊急速報メールによる伝達 ・ケーブルテレビでの情報提供 ・ひょうご防災ネット(ラジオ関西)	・防災行政無線のデジタル化 ・緊急速報メールによる伝達 ・ひょうご防災ネット(ラジオ関西)	・緊急速報メールによる伝達 ・ケーブルテレビでの情報提供 ・ひょうご防災ネット(ラジオ関西)	・緊急速報メールによる伝達 ・ひょうご防災ネット(ラジオ関西)
避難誘導体制について	G H	・職員、消防団員、自主防災組織により避難誘導を実施 ・避難所の表示板を設置	・職員、消防団員、自主防災組織により避難誘導を実施 ・避難所の表示板を設置	・職員、消防団員、自主防災組織により避難誘導を実施 ・避難所の表示板を設置	・職員、消防団員、自主防災組織により避難誘導を実施 ・避難所の表示板を設置
避難に関する啓発活動について	I J	・防災訓練の実施 ・出前講座の実施	・防災訓練の実施 ・出前講座の実施	・防災訓練の実施 ・出前講座の実施	・防災訓練の実施 ・出前講座の実施

②水防に関する事項

項目	課題の対応	宍粟市	たつの市	姫路市	太子町
水防体制	K L	・国と共同で、重要水防箇所等の点検実施 ・消防機関（消防署、消防団）による出水時巡視の実施 ・過去の浸水実績等から、重要巡視地点を把握している	・国と共同で、重要水防箇所等の点検実施 ・消防機関（消防署、消防団）による出水時巡視の実施 ・過去の浸水実績等から、重要巡視地点を把握している	・国と共同で、重要水防箇所等の点検実施 ・消防機関（消防署、消防団）による出水時巡視の実施 ・過去の浸水実績等から、重要巡視地点を把握している	・国と共同で、重要水防箇所等の点検実施 ・消防機関（消防署、消防団）による出水時巡視の実施 ・過去の浸水実績等から、重要巡視地点を把握している
水防資機材の整備状況	M N	・水防倉庫等に必要な資機材を備蓄している ・自主防災組織への資機材購入の補助を行っている	・水防倉庫等に必要な資機材を備蓄している ・自主防災組織への資機材の交付を行っている	・水防倉庫等に必要な資機材を備蓄している ・自主防災組織への資機材の交付を行っている	・水防倉庫等に必要な資機材を備蓄している ・自主防災組織への資機材の交付を行っている

○現状の水害リスク情報や取組状況の共有（国・県）

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	課題の 対応	姫路河川国道事務所	神戸地方気象台	兵庫県
想定される 浸水リスク の周知	A B	・想定最大規模洪水及び計画規模洪水による浸水想定区域図、浸水継続時間を公表している ・家屋倒壊危険区域図を事務所ホームページ等で公表している	-	・県管理の全河川において計画規模洪水による浸水想定区域図を公表している ・CGハザードマップを作成し、県のホームページで公開している
避難勧告等 の発令につ いて	C	・神戸地方気象台と共同で、避難情報の目安となる「洪水予報」を発表している ・各市町版のタイムラインを作成し、状況に応じた情報提供を整理している ・CCTVや水位計の情報を提供し、河川状況をリアルタイムに伝えられるよう整備している ・河川の状況について、重要情報はホットラインとして事務所長→首長等に直接伝達している	・姫路河川国道事務所と共同で、避難情報の目安となる「洪水予報」を発表している	・CCTVや水位計の情報を提供し、河川状況をリアルタイムに伝えられるよう整備している
住民等への 情報伝達体 制や方法に ついて	E F	・川の防災情報HPにより雨量、水位情報を出しているほか、事務所ホームページにてCCTV画像を7箇所提供している	・各防災機関に防災提供システム等で伝達及びテレビ・ラジオや気象台HPで情報提供している	・川の防災情報HPにより雨量、水位情報を出しているほか、ホームページにてCCTV画像を提供している

②水防に関する事項

項目	課題の 対応	姫路河川国道事務所	神戸地方気象台	兵庫県
水防体制	K L	・自治体等と共同で、重要水防箇所等の点検を実施 ・出水時巡視を行っている	-	-
河川水位等 に係る情報 提供	M N	・CCTVや水位計の情報を提供し、河川状況をリアルタイムに伝えられるよう整備している	・警報発表の可能性を含めた予測と分かりやすい情報提供	・CCTVや水位計の情報を提供し、河川状況をリアルタイムに伝えられるよう整備している
水防資機材 の整備状況	O P	・防災ステーション、水防倉庫等に水防資機材を備蓄	-	・水防倉庫等に水防資材を備蓄

③氾濫水の排水に関する事項

項目	課題の 対応	姫路河川国道事務所	神戸地方気象台	兵庫県
氾濫水の排水について	Q R	・災害時、排水ポンプ車を派遣し、排水活動を支援している ・災害対策車両・機器について、平時より保守点検を行い、出動態勢を確保している	-	-

④河川管理施設の整備について

項目	課題の 対応	姫路河川国道事務所	神戸地方気象台	兵庫県
堤防等河川 管理施設の 現状の整備 状況	S T U	・流下能力向上のための事業を実施 ・現在の堤防の高さや幅、過去の漏水実績などから、河川改修を実施	-	-

○概ね5年間で目標を達成するための具体的な取組（案）

○：実施予定、●：実施済み、－：対象なし

具体的な取組の柱		課題 の 対 応	目標時期	実施機関								
事項	主 な 内 容			宍 粟 市	た つ の 市	姫 路 市	太 子 町	兵 庫 県	国			
									神 戸 地 方 気 象 台	姫 路 河 川 国 道 事 務 所		
具体的取組												
1. 情報伝達、避難計画等に関する事項												
	■想定される浸水 リスクの周知	想定最大規模洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定、公表	A	引き続き実施	－	－	－	－	○	－	●	①
		地域住民及び学校等への水災害教育の実施	A	引き続き実施	●	●	●	●	●	－	●	②
		意識変化を確認するための手法（住民アンケート等）の検討・実施	A	H28年度から実施	○	○	○	○	○	－	○	③
		想定最大規模洪水を加味した洪水ハザードマップの検討・作成	B	H28年度から実施	○	○	○	○	○	－	○	⑤
	■避難勧告等の発令について	タイムライン（案）の検証、及び改善に向けた検討	C	H28年度から実施	○	○	○	○	－	－	○	⑥
		避難判断水位、氾濫危険水位等の検証及び見直し	C	H29年度	○	○	○	○	－	－	○	⑦
	■避難場所、避難経路について	広域避難も含めた、避難場所及び避難経路の検討	D	H28年度から実施	○	○	○	○	○	－	○	⑧
		地域防災計画の検討、更新	D	引き続き実施	●	●	●	●	●	－	●	⑨
	■住民等への情報伝達の体制や方法について	協議会参加機関のホームページ等を活用した、情報提供内容の検討	E	H28年度から実施	○	○	○	○	○	－	○	⑩
		発表対象区域や避難の切迫性等が住民に伝わる洪水予報文、伝達手法の検討	E	H30年度	○	○	○	○	－	○	○	⑪
		スマートフォン等を活用したプッシュ型情報の発信・普及活動の検討	E	H28年度から実施	○	○	○	○	○	－	○	⑬
		外国語に対応した情報提供の実施	F	H29年度から実施	○	○	○	○	－	－	○	⑭
	■避難誘導体制について	「自主防災組織で避難誘導にあたる人材」の育成	G	H28年度から実施	○	○	○	○	○	－	○	⑮
		避難行動要支援者に対する、避難計画の作成	G	H28年度から実施	○	○	○	○	－	－	－	⑯
		要介護者に対応可能な、避難誘導の検討	H	H28年度から実施	○	○	○	○	○	－	○	⑰
	■避難に関する啓発活動について	市町が主催する防災訓練の検討、実施	I	引き続き実施	●	●	●	●	●	－	○	⑱
		想定最大規模洪水又は計画規模洪水を対象としたマイ防災マップ等の更新、作成支援	J	引き続き実施	●	●	●	●	●	－	●	⑲
関係機関と協力・連携した普及啓発活動（出前講座等）の実施		J	引き続き実施	●	●	●	●	●	○	●	⑳	

○概ね5年間で目標を達成するための具体的な取組（案）

○：実施予定、●：実施済み、－：対象なし

具体的な取組の柱		課題 の 対 応	目標時期	実施機関							
事項	主 な 内 容			宍 粟 市	た つ の 市	姫 路 市	太 子 町	兵 庫 県	国		
									神 戸 地 方 気 象 台	姫 路 河 川 国 道 事 務 所	
2. 水防に関する事項											
■水防体制	若年層の消防団加入促進を図る普及啓発活動を実施	K	引き続き実施	●	●	●	●	●	－	－	㉑
	重要水防箇所を姫路河川国道事務所ホームページ等で公表	L	引き続き実施	－	－	－	－	－	－	●	㉒
	関係者による重要水防箇所等の共同点検を実施	L	H28年度から実施	●	●	●	●	－	－	●	㉔
■河川水位等に関する情報の提供	洪水時のCCTVによる堤防監視、施設監視の強化	M	H28年度から実施	－	－	－	－	－	－	○	㉕
	洪水時に提供可能な水位データやCCTVの設置検討	M	H28年度から実施	－	－	－	－	－	－	○	㉖
	河川管理者による水位予測情報の提供	N	H28年度から実施	○	○	○	○	●	－	○	㉗
■水防資機材の整備状況	水防倉庫等の配置計画を再検討	O	H28年度から実施	○	○	○	○	○	－	○	㉘
	水防資機材の備蓄状況について、自治体に情報提供を実施	P	H29年度から実施	○	○	○	○	●	－	○	㉙
3. 氾濫水の排水に関する事項											
■氾濫水の排水について	氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画(案)の策定	Q	H28年度から実施	○	○	○	○	－	－	○	㉚
	排水計画(案)に基づく排水訓練、及び関係機関との合同訓練の実施	R	H29年度から実施	○	○	○	○	－	－	○	㉛
4. 河川管理施設に関する事項											
■堤防等河川管理施設の現状の整備状況	流下能力を向上させる事業の実施	S	引き続き実施	－	－	－	－	－	－	●	㉜
	堤防天端の保護、裏法尻の補強等、危機管理型ハード対策の実施	T	H28年度から実施	－	－	－	－	－	－	○	㉝
	水防拠点となる施設の整備検討	U	H28年度から実施	－	－	－	－	－	－	○	㉞
ハード対策											
■洪水を安全に流す対策	堤防整備（中広瀬地区）		H28年度	－	－	－	－	－	－	●	㉟
	河道掘削（上笹地区、平見地区、船代・宮本地区）		H32年度	－	－	－	－	－	－	●	㊱
	堤防の浸透、侵食、洗掘対策		H32年度	－	－	－	－	－	－	●	㊲
■危機管理型ハード対策	天端の保護		H32年度	－	－	－	－	－	－	●	㊳
	裏法尻の補強		H32年度	－	－	－	－	－	－	●	㊴
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備	簡易水位計、量水標の設置		引き続き実施	－	－	－	－	－	－	●	㊵
	CCTVの設置		引き続き実施	－	－	－	－	－	－	●	㊶

○目標を達成するための具体的な取り組み（案）

1.	具体的な取組の柱	事項	具体的取組	主な内容	課題の 対応	実施する機関の具体的な取組内容								
						姫路河川国道事務所	神戸地方気象台	兵庫県	宍粟市	たつの市	姫路市	太子町		
1. 情報伝達、避難計画等に関する事項														
	■想定される浸水リスクの周知	最大規模洪水を対象とした洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定、公表	A	想定最大外力を対象とした浸水想定区域図の策定、公表（H28.5～）	-	想定最大外力を対象とした浸水想定区域図の策定、公表（H30年度以降）	-	-	-	-	-	-		
		地域住民及び学校等への水災害教育の実施	A	地域住民や学校等からの要請により、水害等を含む内容の出前講座を実施する（継続）	-	地域住民や学校等からの要請により、水害等を含む内容の出前講座を実施する（継続）	-	地域住民や学校等からの要請により、水害等を含む内容の出前講座を実施する（継続）	-	地域住民や学校等からの要請により、水害等を含む内容の出前講座を実施する（継続）	-	地域住民や学校等からの要請により、水害等を含む内容の出前講座を実施する（継続）	-	
		意識変化を確認するための手法（住民アンケート等）の検討・実施	A	浸水区域内の住民を対象とした意識調査の検討・実施を行い、取組効果の検証を行う（H28～）	-	浸水区域内の住民を対象とした意識調査の検討・実施を行い、取組効果の検証を行う（H28～）	-	浸水区域内の住民を対象とした意識調査の検討・実施を行い、取組効果の検証を行う（H28～）	-	浸水区域内の住民を対象とした意識調査の検討・実施を行い、取組効果の検証を行う（H28～）	-	浸水区域内の住民を対象とした意識調査の検討・実施を行い、取組効果の検証を行う（H28～）	-	
		最大規模洪水を加味した洪水ハザードマップの検討・作成	B	最大規模洪水を加味した洪水ハザードマップ作成の検討（H28～）	-	最大規模洪水を加味した洪水ハザードマップ作成の検討（H28～）	-	最大規模洪水を加味した洪水ハザードマップ作成の検討（H28～）	-	最大規模洪水を加味した洪水ハザードマップ作成の検討（H28～）	-	最大規模洪水を加味した洪水ハザードマップ作成の検討（H28～）	-	
	■避難勧告等の発令について	タイムライン（案）の検証、及び改善に向けた検討	C	避難勧告発令のタイミングを意図したタイムラインの検証、改善に向けた検討を行う（H28～）	-	避難勧告発令のタイミングを意図したタイムラインの検証、改善に向けた検討を行う（H28～）	-	避難勧告発令のタイミングを意図したタイムラインの検証、改善に向けた検討を行う（H28～）	-	避難勧告発令のタイミングを意図したタイムラインの検証、改善に向けた検討を行う（H28～）	-	避難勧告発令のタイミングを意図したタイムラインの検証、改善に向けた検討を行う（H28～）	-	
		避難判断水位、氾濫危険水位等についてリードタイム等を検証し、必要に応じて設定水位の見直しを行う（H29～）	C	避難判断水位、氾濫危険水位等についてリードタイム等を検証し、必要に応じて設定水位の見直しを行う（H29～）	-	避難判断水位、氾濫危険水位等についてリードタイム等を検証し、必要に応じて設定水位の見直しを行う（H29～）	-	避難判断水位、氾濫危険水位等についてリードタイム等を検証し、必要に応じて設定水位の見直しを行う（H29～）	-	避難判断水位、氾濫危険水位等についてリードタイム等を検証し、必要に応じて設定水位の見直しを行う（H29～）	-	避難判断水位、氾濫危険水位等についてリードタイム等を検証し、必要に応じて設定水位の見直しを行う（H29～）	-	
		■避難場所、避難経路について	広域避難も含めた、避難場所及び避難経路の検討	D	避難場所及び避難経路の検討について、必要な情報提供を行うほか、避難範囲が広域になる場合などの市町間の調整支援を行う（H28～）	-	避難場所及び避難経路の検討について必要な情報提供を行うほか、避難範囲が広域になる場合などの市町間の調整支援を行う（H28～）	-	関係機関の支援を得ながら、避難場所及び避難経路の検討を行う（H28～）	-	関係機関の支援を得ながら、避難場所及び避難経路の検討を行う（H28～）	-	関係機関の支援を得ながら、避難場所及び避難経路の検討を行う（H28～）	-
			地域防災計画の検討、更新	D	地域防災計画の検討、更新について必要な情報提供などを行う（継続）	-	地域防災計画の検討、更新を行う（継続）	-	地域防災計画の検討、更新を行う（継続）	-	地域防災計画の検討、更新を行う（継続）	-	地域防災計画の検討、更新を行う（継続）	-
	■住民等への情報伝達の体制や方法について	協議会参加機関のホームページ等を活用した、情報提供内容の検討	E	協議会参加機関のホームページ等を活用した情報提供内容について検討する（H28～）	-	協議会参加機関のホームページ等を活用した情報提供内容について検討する（H28～）	-	協議会参加機関のホームページ等を活用した情報提供内容について検討する（H28～）	-	協議会参加機関のホームページ等を活用した情報提供内容について検討する（H28～）	-	協議会参加機関のホームページ等を活用した情報提供内容について検討する（H28～）	-	
		発表の対象区域や避難の切迫性等が住民に伝わる洪水予報文、伝達手法について検討する（～H30）	E	発表対象区域や避難の切迫性等が住民に伝わる洪水予報文、伝達手法について検討する（～H30）	-	発表対象区域や避難の切迫性等が住民に伝わる洪水予報文、伝達手法について検討する（～H30）	-	発表対象区域や避難の切迫性等が住民に伝わる洪水予報文、伝達手法について検討する（～H30）	-	発表対象区域や避難の切迫性等が住民に伝わる洪水予報文、伝達手法について検討する（～H30）	-	発表対象区域や避難の切迫性等が住民に伝わる洪水予報文、伝達手法について検討する（～H30）	-	
		スマートフォン等を活用した、プッシュ型情報の発信・普及活動の検討	E	スマートフォン等を活用した、プッシュ型情報の発信・普及活動を検討する（H28～）	-	スマートフォン等を活用した、プッシュ型情報の発信・普及活動を検討する（H28～）	-	スマートフォン等を活用した、プッシュ型情報の発信・普及活動を検討する（H28～）	-	スマートフォン等を活用した、プッシュ型情報の発信・普及活動を検討する（H28～）	-	スマートフォン等を活用した、プッシュ型情報の発信・普及活動を検討する（H28～）	-	
		外国語に対応した情報提供の実施	F	外国語に対応した災害情報提供について、検討の支援を行う（H29～）	-	外国語に対応した災害情報提供について、検討の支援を行う（H29～）	-	外国語に対応した災害情報提供について、検討結果を受け実施する（H29～）	-	外国語に対応した災害情報提供について、検討結果を受け実施する（H29～）	-	外国語に対応した災害情報提供について、検討結果を受け実施する（H29～）	-	
	■避難誘導体制について	「自主防災組織で避難誘導にあたる人材」の育成	G	「自主防災組織で避難誘導にあたる人材」の育成支援を行う（H28～）	-	「自主防災組織で避難誘導にあたる人材」の育成支援を行う（継続）	-	「自主防災組織で避難誘導にあたる人材」の育成を行う（H28～）	-	「自主防災組織で避難誘導にあたる人材」の育成を行う（H28～）	-	「自主防災組織で避難誘導にあたる人材」の育成を行う（H28～）	-	
		避難行動要支援者に対する、避難計画の作成	G	-	-	-	-	避難行動要支援者に対する、避難計画を作成する（H28～）	-	避難行動要支援者に対する、避難計画を作成する（H28～）	-	避難行動要支援者に対する、避難計画を作成する（H28～）	-	
		要介護者に対応可能な、避難誘導の検討	H	要介護者に対応可能な避難誘導について、検討支援を行う（H28～）	-	要介護者に対応可能な避難誘導について、検討支援を行う（H28～）	-	要介護者に対応可能な避難誘導について、検討を行う（H28～）	-	要介護者に対応可能な避難誘導について、検討を行う（H28～）	-	要介護者に対応可能な避難誘導について、検討を行う（H28～）	-	
		■避難に関する啓発活動について	市町が主催する防災訓練の検討、実施	I	市町が主催する防災訓練について、実施内容の検討支援を行うほか、積極的に参加する（H28～）	-	市町が主催する防災訓練について、積極的に参加する（H28～）	-	主催する防災訓練について、実施内容の検討を行うとともに、継続して実施する（継続）	-	主催する防災訓練について、実施内容の検討を行うとともに、継続して実施する（継続）	-	主催する防災訓練について、実施内容の検討を行うとともに、継続して実施する（継続）	-
最大外力洪水または計画規模洪水を対象としたマイ防災マップ等の更新、作成支援	J		最大外力洪水または計画規模洪水を対象としたマイ防災マップ等の更新、作成支援を行う（継続）	-	最大外力洪水または計画規模洪水を対象としたマイ防災マップ等の更新、作成支援を行う（継続）	-	最大外力洪水または計画規模洪水を対象としたマイ防災マップ等の更新、作成支援を行う（継続）	-	最大外力洪水または計画規模洪水を対象としたマイ防災マップ等の更新、作成支援を行う（継続）	-	最大外力洪水または計画規模洪水を対象としたマイ防災マップ等の更新、作成支援を行う（継続）	-		
	関係機関と協力・連携した普及啓発活動（出前講座等）の実施	J	関係機関と協力・連携し、水害等に関する内容の出前講座等を実施する（継続）	-	関係機関と協力・連携し、水害等に関する内容の出前講座等を実施する（継続）	-	関係機関と協力・連携し、水害等に関する内容の出前講座等を実施する（継続）	-	関係機関と協力・連携し、水害等に関する内容の出前講座等を実施する（継続）	-	関係機関と協力・連携し、水害等に関する内容の出前講座等を実施する（継続）	-		
2. 水防に関する事項														
	■水防体制	若年層の消防団加入促進を図る普及啓発活動を実施	K	-	-	若年層の消防団加入促進を図る普及啓発活動を実施（継続）	-	若年層の消防団加入促進を図る普及啓発活動を実施（継続）	-	若年層の消防団加入促進を図る普及啓発活動を実施（継続）	-	若年層の消防団加入促進を図る普及啓発活動を実施（継続）	-	
		重要水防箇所を姫路河川国道事務所ホームページ等で公表	L	事務所ホームページにおいて、重要水防箇所の公表を行う（継続）	-	-	-	-	重要水防箇所の情報共有を行い、関係機関による共同点検を実施する（継続）	-	重要水防箇所の情報共有を行い、関係機関による共同点検を実施する（継続）	-	重要水防箇所の情報共有を行い、関係機関による共同点検を実施する（継続）	-
		関係者による重要水防箇所等の共同点検を実施	L	重要水防箇所の情報提供、共同点検を関係機関で実施する（継続）	-	-	-	-	重要水防箇所の情報共有を行い、関係機関による共同点検を実施する（継続）	-	重要水防箇所の情報共有を行い、関係機関による共同点検を実施する（継続）	-	重要水防箇所の情報共有を行い、関係機関による共同点検を実施する（継続）	-
	■河川水位等に係る情報の提供	洪水時のCCTVによる堤防監視、施設監視の強化	M	洪水時にCCTVを活用した堤防監視、施設監視を強化する（H28～）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		洪水時に提供可能な水位データやCCTVの設置検討	M	洪水時に提供可能な水位データやCCTV（カメラ）等について、設置を検討	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		河川管理者による水位予測情報の提供	N	自治体等に対し、水位予測情報の提供を行う（H28～）	-	フェニックス防災システムを通じ、水位予測情報を提供する（継続）	-	河川管理者より提供された水位予測情報の共有を行う。（H28～）	-	河川管理者より提供された水位予測情報の共有を行う。（H28～）	-	河川管理者より提供された水位予測情報の共有を行う。（H28～）	-	
	■水防資機材の整備状況	水防倉庫等の配置計画を再検討	O	水防倉庫等について配置計画の再検討を行う（H28～）	-	水防倉庫等について配置計画の再検討のための情報提供を行う（H28～）	-	水防倉庫等について配置計画の再検討を行う（H28～）	-	水防倉庫等について配置計画の再検討を行う（H28～）	-	水防倉庫等について配置計画の再検討を行う（H28～）	-	
		水防資機材の備蓄状況について、自治体に情報提供を実施	P	水防資機材の備蓄状況について、関係自治体に情報提供を行う（H28～）	-	水防資機材の備蓄状況について、関係自治体に情報提供を行う（継続）	-	水防資機材の備蓄状況について、河川管理者と情報共有を行う（H28～）	-	水防資機材の備蓄状況について、河川管理者と情報共有を行う（H28～）	-	水防資機材の備蓄状況について、河川管理者と情報共有を行う（H28～）	-	
	3. 氾濫水の排水に関する事項													
	■氾濫水の排水について	氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画(案)の策定	Q	氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画(案)の策定を行う（H28～）	-	-	-	氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画(案)の策定を行う（H28～）	-	氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画(案)の策定を行う（H28～）	-	氾濫水を迅速かつ的確に排水するための排水計画(案)の策定を行う（H28～）	-	
		排水計画(案)に基づき排水訓練、及び関係機関との合同訓練の実施	R	排水計画（案）に基づき、排水訓練等を実施する（H29～）	-	-	-	排水計画（案）に基づき、排水訓練等を実施する（H29～）	-	排水計画（案）に基づき、排水訓練等を実施する（H29～）	-	排水計画（案）に基づき、排水訓練等を実施する（H29～）	-	

○目標を達成するための具体的な取り組み（案）

具体的な取組の柱			実施する機関の具体的な取組内容						
事項	主な内容	課題の 対応	姫路河川国道事務所	神戸地方気象台	兵庫県	宍粟市	たつの市	姫路市	太子町
具体的取組									
4. 河川管理施設に関する事項									
■堤防等河川管理施設の現状の整備状況	流下能力を向上させる事業の実施	S		－	－	－	－	－	－
	堤防天端の保護、裏法尻の補強等、危機管理型ハード対策の実施	T		－	－	－	－	－	－
	水防拠点となる施設の整備検討	U		－	－	－	－	－	－
ハード対策									
■洪水を河川内で安全に流す対策	堤防整備（中広瀬地区）			－	－	－	－	－	－
	河道掘削（上留地区、平見地区、船代・宮本地区）			－	－	－	－	－	
	堤防の浸透、浸食、洗堀対策			－	－	－	－	－	
■危機管理型ハード対策	天端の保護		必要な区間で、堤防天端の舗装を行う	－	－	－	－	－	
	裏法尻の補強		必要な区間で、堤防法尻部の補強を行う	－	－	－	－	－	
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備	簡易水位計、量水標の設置		必要となる箇所に簡易水位計、量水標を設置する	－	－	－	－	－	
	CCTVの設置	必要となる箇所にCCTVを設置する	－	－	－	－	－		